

保発 0330 第 13 号
平成 28 年 3 月 30 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険団体連合会規約例の一部を改正する規約例について

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）により、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）が改正され、平成 28 年 4 月 1 日から、保険者は、保険給付の実施、保険料の徴収及び保健事業の実施等に係る情報の収集又は整理に関する事務等を、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に共同して委託することができることとなる。

また、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）に基づく特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負担段階の判定に用いる非課税年金情報の通知について、国保連合会を経由して行うこととされる予定である。

これらに伴い、国民健康保険団体連合会規約例について、所要の改正を行うこととしたので、その旨御了知の上、貴管内の国保連合会及び保険者への周知等に御配慮願いたい。